

【別紙1】重点的な取組、共通的な取組

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	目標達成予定時期	平成30年度上半期自己評価結果								
									難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
													定量的	定性的			
		○ 調達改善に向けた審査・管理の充実 内閣官房等の平成28年度の競争入札における一者応札であった実績は約317件、306億円(競争入札906件、422億円)で全体に占める割合では、件数が約30%、金額が約70%を占めている。平成30年度においては、更なる一者応札改善の取組として、これまでの取組をより具体的に計画に示し、事業の品質確保に配慮しつつ実施する。 特に継続する随意契約、一者応札案件等について、契約履行後における仕様書、見積書の内容について事後検証の試行を継続して実施。調達手法、調達単位の見直しによる経費や事務負担を検証し、次年度以降の調達手法の検討に資する。	(1) 前年度一者応札であった案件については、以下の取組を実施する。 ・入札予定案件を定期的に事前公表するなど積極的な情報提供。 ・公示開始日の前倒し、公示期間の延長。 ・受注実績、資格要件についての緩和を検討。 ・入札に参入可能な事業者の事前調査。 ■ 入札予定案件の事前公表、市場価格調査及び入札公告の期間を合わせ、原則として30日以上以上の公表・公告の期間を確保し、併せてメルマガによる積極的な情報発信を実施。 ・調査の実施等の履行期間を十分に取るなど仕様書を見直し。 ・過度に良質な条件、性能を求めるものとなっていないかを検証。 ・業務の効率性を損なわない範囲で発注業務の分割、新規参入者を確保。 ■ 仕様書について、レイアウトの工夫や図表の積極的な活用、記載事項の明確化など、新規参入事業者にもわかりやすいものとなるよう作成。 ・可能な限り入札説明会を開催し、事業者への内容理解の促進。 ■ 公表後(入札公告前)の早い段階での説明会の実施を試行するなど、積極的に事業内容の理解促進のための取組を実施。	競争性の向上 透明性・公正性の確保 経済性の向上 品質の確保・向上 事業者への配慮	A	- (右取組(試行)は29年度開始)	前年度一者応札案件(30年度も継続のもの)について、件数ベースで29年度以上の改善を目指す。 重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行する。	30年度	A	-	調達予定案件の定期的なホームページへの公表。本省においては、メルマガによる積極的な情報発信、地方支分部局においては、建設新聞への情報提供を実施。 可能な限り公表・公告期間を確保。(市場価格調査及び入札公告の期間を合わせ30日以上以上の公表、公告の期間を確保。) 特に国際交流事業支援業務関係案件などについては、引き続き、 ・原則30日以上以上の公表・公告期間を設定 ・入札説明会を開催 など、業務内容の理解促進に努めた。 一方で、 ・過去実績として、同種業務のみならず類似業務も実績として評価するなど受注資格要件の緩和等 ・過去の成果物について、仕様書においてURLの明示を引き続き実施。 さらに、事前確認強化のための取組として ・市場価格調査及び入札公告の期間を合わせ、30日以上以上の公表、公告の期間を確保 ・メルマガによる積極的な情報発信を実施。	A	【本省】 ・29年度一者応札案件(30年度も継続のもの)131件のうち、26件が複数者応札に改善。(改善率19.8%) ※28年度上半期一者応札案件(29年度も継続のもの)は、52件のうち18件が複数者応札に改善。(改善率34.6%) ・メルマガ登録者数は、30年9月末時点で1,524名となっている。(平成30年3月末現在1,403名) 【地方支分部局】 ・29年度一者応札案件(30年度も継続のもの)8件のうち、複数者応札に改善された案件はなかった。 ※28年度上半期一者応札案件(29年度も継続のもの)は、13件のうち、6件が複数者応札に改善。(改善率46.2%)	30年度	公告期間を長期に設定する取組による改善は、ある程度行き詰まり感が否定できない。 これまでも指摘されている国際交流事業支援業務関係案件について、左記取組にも関わらず、30年度は一者応札のみとなった。 引き続き、入札等監視委員会や調達アドバイザーにより、入札参加資格要件や調達手法の検討を実施していく予定。	30年度下半期も引き続き実施。 業務に支障のない範囲で可能な限り入札参加資格要件等の緩和を引き続き検討。 また、可能な限り調達事務を前倒しし、公告期間だけでなく十分な履行期間を確保。過去の成果物などの参考資料について、引き続き、可能な限り見やすい形での提示。 引き続き、国際交流事業支援業務と同種又は類似案件の調達について、仕様書等の改善に努める。	
			(2) 上記取組の実効性をより高め、その事前確認強化のため、以下の取組を実施する。 ■ 事業実施決裁において、前年度一者応札であった旨及び部局における一者応札への対応事項を明記することを徹底。 ■ 全ての入札公告実施決裁時に、前年度の入札参加資格制限、応札状況を明記し、特に前年度一者応札であった案件については、事業の品質確保に配慮しつつ入札参加資格の制限を緩和(等級、地域、品目の撤廃)。特に等級については、契約担当官が特に必要があると認めるときは、全等級による競争とするよう検討。		A	29年度	・事業実施決裁時における一者応札対応状況シートの添付。 ・入札公告実施決裁時における前年度の入札参加条件等の明記。		A	-	・決裁時において、一者応札の対応策が明示しているため、前年度との差がイメージできる。	30年度	-		30年度下半期も引き続き実施。		
			(3) 遺棄化学関係経費のうち、一者応札が継続している案件について 1. 遺棄化学兵器処理事業の全体像が把握できる概要資料を作成し、契約案件の位置付けがイメージできるよう、新規業者への声かけの際に配布し参加をよびかける 2. 入札日から履行開始までの期間を延長する 3. 仕様書に業者間での引き継ぎが行われるような記載を追加する 4. 事業内容の反動要素が最も少ない事業について、複数年度契約を試行することにより、競争性を高める。		A	-	1. 遺棄化学兵器処理事業の全体像が把握できる概要資料を作成し、契約案件の位置付けがイメージできるよう、新規業者への声かけの際に配布し参加を呼びかけた。 2. 入札日から履行開始までの期間を延長。 3. 仕様書に業者間での引き継ぎが行われるような記載を追加。 4. 事業内容の反動要素が最も少ない事業について、複数年度契約を試行。		A	一者応札が継続していた案件4件のうち、1件が複数者への応札に改善した。	-		30年度	更なる改善を検討するため、入札に参加しなかった理由を仕様書受領業者等に対しアンケートを行った結果、以下のような意見があった。 ・公告から入札までの期間は1カ月程度必要。 ・年度当初契約の場合、入札の時期は1、2月頃が適切。 ・過去の成果物及び契約金額に関する情報提供を希望。 ・担当者へのヒアリング等を希望。	アンケート結果を踏まえ、競争性を高めるための取組を検討する。		
			(4) 防災関係経費のうち、競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等により競争性を高め経費の削減を目指す。また、市場価格調査を行い予定価格作成時点での経費削減も行う。 また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。		A	29年度	入札案件については、十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等を昨年度に引き続き実施。		A	29年度一者応札案件が51件あったが、競争性を高める取組により、30年度9月末時点で36件に減少している。 市場価格調査において、適正金額を把握し予定価格を作成することで、経費削減効果が得られた。	公募による随意契約への移行については、競争入札を実施した複数の応札者が参加できる余地がまだ残っていたことから、公募に移行できた案件はなかったが、引き続き必要性を精査のうえ、実施していくこととする。	30年度	-	30年度下半期も引き続き実施。			
			(5) 勲章製造等関係経費のうち、その大宗を占める勲章及び褒章等の製造請負契約については、予算編成過程から契約予定の相手方と価格交渉を実施することによる予算額(契約額)の調整を行い、平成30年度予算(契約)において約1.4%(約3千万円)の削減を行ったところであり、これに基づき調達を実施。 他の調達についても、公募案件における調達品目の一部を分割して公募を実施するなど、引き続き競争性を高める取組を実施。		A	-	随意契約案件については、平成30年度予算において削減を行ったところであり、これに基づき調達を実施。 他の調達についても、公募案件における調達品目の一部を分割して公募を実施するなど、引き続き競争性を高める取組を実施。		A	公募案件における調達品目の一部を分割して公募を実施した結果、29年度に引き続き新たに競争に参加した業者(29年度請負業者と同じ)との契約となった。	-	30年度	-	引き続き、競争性を高める取組について検討する。			
		○ 地方支分部局等における取組の推進	下記4件(4品目)を共同調達として実施する。 ①平成30年度トナーカートリッジの購入(単価契約) ②平成30年度コピー用紙の購入(単価契約) ③平成30年度事務用消耗品の購入(単価契約) ④平成30年度貨物運送業務(単価契約) 参加官署(沖縄総合事務局開発建設部他7先事務所、沖縄行政評価事務所、那覇産業保安監督事務所、沖縄総合通信事務所、外務省沖縄事務所、那覇自然環境事務所、那覇植物防疫事務所) 30年度調達においても引き続き共同調達を実施することとし、北陸財務局の共同調達の事例の取組のように、幹事官庁負担の偏り解消等により業務効率化を図ることとし、一部の品目について、参加官署に幹事官庁として対応してもらおうよう要請する。	経済性の向上 業務の効率化	A	24年度	引き続き4品目の共同調達を実施する。 なお、4品目のうち一部の品目について、参加官署に幹事官庁として対応してもらおうよう検討する。	30年度	A	24年度	下記4件(4品目)を共同調達として実施した。 ①平成30年度トナーカートリッジの購入(単価契約) ②平成30年度コピー用紙の購入(単価契約) ③平成30年度事務用消耗品の購入(単価契約) ④平成30年度貨物運送業務(単価契約) 参加官署(沖縄総合事務局開発建設部、沖縄行政評価事務所、那覇産業保安監督事務所、沖縄総合通信事務所、外務省沖縄事務所、那覇自然環境事務所、那覇植物防疫事務所)	参加官署の調達事務負担を軽減。 ①トナーカートリッジ(29'→30') 対前年度(H29年度)と同品目(43品目)において2品目が単価引き下げ。 ②コピー用紙(29'→30') 対前年度(H29年度)と同品目(3品目)において、3品目とも単価の引き下げ。 A4: @1,274→1,220(△54) A3: @1,529→1,495(△34) B4: @1,911→1,852(△59) ③事務用消耗品(29'→30') 対前年度(H29年度)と同品目(407品目)において127品目が単価引き下げ。 ④貨物運送業務(29'→30') 対前年度同品目(49品目)において36品目が単価引き下げ。	30年度	参加官庁(官署)の調達事務の軽減が図られる一方で、幹事官庁(沖縄総合事務局総務部)の負担が増えている現状がある。	31年度も引き続き実施。状況に応じて調達手法を検討する。		
		○ 電力調達、ガス調達の改善	電力及びガスの調達について、安定供給が可能であることを前提として、また既に始まっている電力及びガスの小売全面自由化を踏まえ、それぞれの庁舎の特性や地域における供給事情を考慮した上で、更なる調達の競争性の確保に努める。 平成30年度の調達にあたっては、一者応札を回避するため、入札公告の前倒し実施や、供給事業者に対する入札実施についての事前連絡を行うなど、入札参加機会の確保に努める。	競争性の向上 透明性・公正性の確保	A	-	本取組により入札に参加しやすい環境を整え、競争性の確保に努める。	30年度	A	-	【本省】 ガス供給会社へのヒアリング 【地方支分部局】 地域の実情を踏まえ、沖縄総合事務局が安定した電力供給を受けることができる電力の小売事業者があるのか情報収集中。	【本省】 電力調達においては、複数社が参加した一般競争入札による調達が可能であるが、ガス調達においては、一般競争入札の実施に向けて入札参加可能な複数の事業者に対し、調達に関するヒアリングを実施した。 【地方支分部局】 -	【本省】 ガス事業に新規に参入した事業者の中には、大口需要に対応可能な事業者が少数ながら存在するが、事業対象が小口の家庭向けに限った供給を対象としている事業者が多かった。 【地方支分部局】 平成31年度調達において、電力小売事業者が安定した電力の供給を行うことができるのか、情報収集を行い、調達の適切性・透明性の確保に向けた取組を検討中。	30年度	【本省】 当方が提示している仕様書の調達内容については、特に業者側から問題となる点についての指摘はなかった。 【地方支分部局】 現時点において、本庁舎に供給可能な安定した電力小売事業者が従前の1社のみという状況。	【本省】 入札の公示に際しては、入札参加の可能性の高い事業者に対し、公示についての連絡や公示期間を長く確保し、入札への参加を促す。 【地方支分部局】 今後、本庁舎に供給可能な安定した電力小売事業者があることから引き続き、今後も情報収集を継続する。	

【別紙1】重点的な取組、共通的な取組

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	目標達成予定時期	平成30年度上半期自己評価結果								
									難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果（どのようなことをして、どうなったか）		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
													定量的	定性的			
○		調達手法の改善（随意契約への移行）	<p>一者応札が継続している案件の随意契約への移行等</p> <p>複数年度にわたり同一業者による一者応札が継続し、「一者応札の事前審査・事後評価の実施・強化」（1）（2）の取組を実施したとしてもなお改善が見込めない案件については、引き続き、調達アドバイザー等の意見も踏まえ慎重に検討の上、公募に切り替え、仕様のすり合わせや価格交渉を実施（再掲）</p> <p>一方、公募に切り替えた後も引き続き複数年度にわたり同一業者による一者応札が継続している案件については、さらに慎重に検討の上、随意契約に切り替え、早い段階から事前・事後検証による仕様のスリム化や価格交渉を実施。</p> <p>また、初年度から一者しか参加出来ないことが濃厚な案件については、公募を行い、当該要件を満たす者が複数いないことを確認した上で、随意契約とすることも検討する。</p>	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上 業務の効率化	A	- (右取組（試行）は29年度開始)	重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を執行する。	30年度	A	-	<p>【本省】 新規案件はなかったが、以前より一者応札から公募による随意契約に切り替え調達している案件について、引き続き価格交渉を実施。</p> <p>【地方支分部局】 1件を公募に切り替え価格交渉を実施。 ・平成30年度駐留軍用地跡地利用支援システム保守管理・運用等業務</p>	A	<p>【本省】 3件 当初提示額比366万円の減 ※平成29年度上半期 3件 当初提示額比143万円の減</p> <p>【地方支分部局】 価格交渉を行った結果、当初提示額に比べて削減はなかった。 ※29年度上半期も同様。</p>	<p>【本省】 -</p> <p>【地方支分部局】 -</p>	<p>【本省】 30年度</p> <p>【地方支分部局】 30年度</p>	<p>【本省】 -</p> <p>【地方支分部局】 -</p>	<p>【本省】 対象となる案件があれば、30年度下半期も引き続き実施。</p> <p>【地方支分部局】 対象となる案件があれば、30年度下半期も引き続き実施。</p>
○		価格交渉の推進	<p>(1) 「随意契約における価格交渉の推進・検討チーム」による推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約内容や価格交渉経緯を「価格交渉シート」に記録。</li> <li>・「価格交渉事例集」を作成・情報共有し、効果的な事例を活用。</li> <li>・定期的にチーム会合を開催し、効果的な価格交渉手法を共有。</li> <li>・ノウハウの共有を図るため、マニュアルの内容の充実化を図り価格交渉手続きのルール化を進める。</li> <li>・事業実施決裁に価格交渉シートを添付し、会計課担当者が確認を行い、適宜指導等を行う。</li> <li>・価格交渉シートを見直し、交渉過程、交渉担当者、引き下げられない理由等も明示、形骸化しつつある価格交渉の実効性を高める。</li> </ul> <p>(2) 外部専門家による価格交渉の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達アドバイザーやCIO補佐官の助言による見積額の精査や、仕様のスリム化、適正化。</li> <li>・調達アドバイザーの助言により作成した「価格交渉心得・チェックリスト」「価格交渉マニュアル」等の情報共有を図り、積極的な価格交渉による経費の削減。</li> </ul> <p>(3) 主要経費における価格交渉の取組（再掲）</p> <p>防災関係経費のうち、競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等により競争性を高め経費の削減を目指す。また、市場価格調査を行い予定価格作成時点での経費削減も行う。</p> <p>また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。</p> <p>熟章製造等関係経費のうち、その大宗を占める熟章及び発章等の製造請負契約については、予算編成過程から契約予定の相手方と価格交渉を実施することによる予算額（契約額）の調整を行い、平成30年度予算（契約）において約1.4%（約3千万円）の削減を行ったところであり、これに基づき調達を実施。</p> <p>他の調達についても、公募案件における調達品目の一部を分割して公募を実施するなど、引き続き競争性を高める取組を実施。</p>	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上 業務の効率化 職員の資質向上	A	-	当初提示額から前年度以上の削減を目指す。	30年度	A	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約内容や価格交渉経緯を「価格交渉シート」に記録。</li> <li>・マニュアルの充実化に向けて現状の分析、内容の検討、各省会計担当者との情報交換等を実施。</li> <li>・随意契約案件の実施決裁時において、価格交渉の状況を明記し、価格交渉シートを添付し、会計課担当者が内容の確認を行うとともに、適宜指導等を実施。</li> <li>・「価格交渉シート」を見直し、交渉過程、交渉担当者、引き下げられない理由等を明示。</li> </ul>	A	<p>【本省】 ・30年度において、262件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施。うち、112件について35億3,464万円の削減効果があった。（当初提示額の9.0%）</p> <p>※29年度上半期は、256件の随意契約案件のうち108件について、11億7,517万円の削減を実施（当初提示額の2.2%）</p> <p>【地方支分部局】 ・30年度において、18件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施。うち、5件について5,089万円の削減効果があった。（当初提示額の15.7%）</p> <p>※29年度上半期は、10件の随意契約案件のうち1件について、83万円の削減を実施（当初提示額の1.4%）</p>	<p>【本省】 -</p> <p>【地方支分部局】 -</p>	30年度	<p>【本省】 毎年度継続案件について、交渉自体が形骸化しつつある。</p> <p>【地方支分部局】 毎年度継続案件について、交渉自体が形骸化しつつある。</p>	<p>【本省】 30年度下半期も引き続き実施。</p> <p>【地方支分部局】 30年度下半期も引き続き実施。</p>
調達改善に向けた審査・管理の充実（3）、（4）に記載																	
○		新たな調達手法を採用した取組	<p>(1) 一般競争における調達の発注規模について、事業の実施に支障のない範囲で、入札等制度の競争・経済合理性・公正性及び事務効率性等を慎重に検討し、可能なものについては分割発注を執行し、なるべく多くの者が入札に参加しやすい環境を整え、競争性の向上や中小企業の受注機会を拡大に努める。</p> <p>例えば、全国各地で実施するシンポジウムや地方公共団体との共催で実施するイベント等の会場設置支援業務等の調達における地域ごと等の分割発注により、地元事業者の受注機会を拡大などの取組を執行する。また、併せて分割を検討するに当たり、それによる調達のリスクについて検討する。</p> <p>(2) 特殊かつ専門性が高い経費（宇宙関係経費、遺棄化学関係経費）における契約後に代価が確定する契約については、悪質な過大請求を未然に防ぎ、過大請求があった場合にその結果として被った損害額を補償させるよう違約金に関する特約条項を盛り込み契約手続きの厳正な執行に努めるとともに、宇宙関係経費については、契約に係る過大請求等の不正事案の発生を未然に防止するため、引き続き関係機関と連携して契約相手方に対する制度調査（企業の会計制度の信頼性を確認するための調査）を行う。</p>	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上 事業者への配慮 附帯的政策の実施  (内閣府所管の施策)	A	- (右取組（試行）は29年度開始)	本取組により入札に参加しやすい環境を整え、競争性の向上や中小企業の受注機会を拡大に努める。重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を執行する。	30年度	A	-	<p>業者側から業務負担が大きいの理由で一者応札となっていた案件について、昨年度分割発注を行った案件について、引き続き分割発注を行った。</p>	A	<p>平成30年度においては3件に分割を行い、現在までに2件の入札が行われ、応札者数は2者が2件となっている。（平成29年度における応札者数は、5者が2件、2者が1件）</p> <p>また落札率については、平成30年度は69.09%及び78.104%である。（平成29年度は74.97%、69.66%及び85.62%）</p>	<p>落札率は平均的には昨年とほぼ同じ状況であるが、応札者数が少なくなっているところ。</p>	30年度	-	対象となる案件があれば、30年度下半期も引き続き実施。
					A	-	関係機関と連携して契約相手方に対する制度調査を実施した。		A	-	制度調査を1社実施	制度調査の実施により、不正事案の抑止を図った。	30年度	有効な制度調査には引き続き関係機関と連携するほか、職員の更なる能力向上が必要。	公認会計士の知見も活用し、職員的能力向上を図る。		

【別紙1】重点的な取組、共通的な取組

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	目標達成予定時期	平成30年度上半期自己評価結果																																																														
									難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント																																																						
													定量的	定性的																																																									
○		総合評価の効果的な活用	<p>(1) 総合評価の効果的な活用のため、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>価格による競争性を向上させるため、可能なものについては、価格点割合の引上げ、または、最低価格落札方式へ移行。</li> <li>一方、最低価格落札方式で実施した調達のうち、履行品質を確保する必要性が高いものについては必要に応じ、総合評価落札方式による調達の移行。</li> <li>システム関係の調達については、基準額以下の調達でも財務大臣への届出を行い、総合評価落札方式(加算方式)を活用。</li> <li>企画競争で調達していた案件のうち、可能なものについては、総合評価落札方式へ移行。</li> <li>可能なものについては、提案書の審査項目に過去の受注実績や経験・実績を過度に評価しない。</li> </ul> <p>(2) 政府広報関係経費において、広報テーマに応じ、新しいメディアへの対応も含めた広報効果の確保を図るため、創意工夫のできる企画競争(随意契約)を活用することに加え、一定の年間広報枠の調達については、一般競争入札(総合評価)により適時適切な広報を実施するための機動性を高めつつ経費の削減を目指す。なお、30年度の「キャンペーンテーマに係る政府広報実施業務」における参加要件等を一部見直し、参加業者の増加を目指す。</p> <p>(3) 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)(以下、「取組指針」)に基づき、①総合評価落札方式等による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価項目として設定②調達案件や本取組の周知等により、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の拡大、発注候補となる機会の増大</p> <p>参考：平成29年度上半期ワーク・ライフ・バランス等推進企業評価項目の配点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">総合評価</th> <th colspan="5">企画競争</th> <th rowspan="2">(単位)件</th> </tr> <tr> <th>10%</th> <th>7.5%~</th> <th>5%~</th> <th>3%</th> <th>計</th> <th>10%</th> <th>7.5%~</th> <th>5%</th> <th>3%</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣官房</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>24</td> <td>8</td> <td>36</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>内閣府</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>102</td> <td>18</td> <td>133</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>126</td> <td>26</td> <td>169</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「取組指針」施行以降に手続きを開始した案件で、デザイン作成に関する調達を除き、全ての調達において設定</p>		総合評価					企画競争					(単位)件	10%	7.5%~	5%~	3%	計	10%	7.5%~	5%	3%	計	内閣官房	3	1	24	8	36	0	0	2	1	3	内閣府	10	3	102	18	133	1	1	2	2	6	計	13	4	126	26	169	1	1	4	3	9	A	-	本取組により競争に参加しやすい環境を整え、競争性の向上や品質の向上に努める。	30年度	A	-	総合評価落札方式の案件228件中25件について、価格点の割合を基準(1:2)より高く設定(1.01~1.77:2)し入札を実施。	-	25件の平均(単純)落札率は81.65%、それ以外の203件は81.40%となり、平成30年度上半期は価格面において大きな効果が見られなかった。(平均落札率81.43%)	-	30年度	-	30年度下半期も引き続き実施。取組の効果の検証方法等について検討を行えるようデータの蓄積を行う。
	総合評価					企画競争					(単位)件																																																												
	10%	7.5%~	5%~	3%	計	10%	7.5%~	5%	3%	計																																																													
内閣官房	3	1	24	8	36	0	0	2	1	3																																																													
内閣府	10	3	102	18	133	1	1	2	2	6																																																													
計	13	4	126	26	169	1	1	4	3	9																																																													
				競争性の向上 透明性・公正性の確保 経済性の向上 品質の確保・向上 附帯的政策の実施							最低価格落札方式から総合評価落札方式による調達へ移行。	-	上半期においては、対象となるような調達案件は無かった。	-	30年度	-	対象となる案件があれば、30年度下半期も引き続き実施。																																																						
											システム関係の調達(基準額未満)における加算方式の採用。	-	平成25年6月27日付け財務第1843号に基づく財務大臣への届出をし、総合評価落札方式による調達を2件実施した結果、プロジェクト管理能力、システム開発、運用能力、セキュリティ、担当者のスキル及び費用対効果等を総合的に判断した適切な調達できた。	-	30年度	-	対象となる案件があれば、30年度下半期も引き続き実施。																																																						
											企画競争から総合評価落札方式による調達へ移行。	-	上半期においては、対象となるような調達案件は無かった。	-	30年度	-	対象となる案件があれば、30年度下半期も引き続き実施。																																																						
											専門的な案件を除き過去の受注実績や経験・実績を過度に評価していないか確認を行う。	-	入札参加者の参加機会の確保、競争性の維持が図られた。	-	30年度	-	30年度下半期も引き続き実施。																																																						
											30年度「キャンペーンテーマに係る政府広報実施業務」の調達において、入札参加要件を見直し、年間取扱事業者の増加を図った。	-	29年度は応募者3者のうち、1者は参加要件を満たさず、年間取扱事業者は2者となったが、30年度は、応募者3者で、3者とも参加要件を満たし、年間取扱事業者は3者となった。	-	30年度	-	入札説明会には参加したが応札しなかった業者が複数あった。応募者をさらに増加させるため、過去に入札・企画競争に参加した実績のある業者等からヒアリングを行い、問題点を抽出する。																																																						
					A	28年度	本取組によりインセンティブを得る企業のポジティブ・アクション等を積極的に推進。	30年度	A	28年度	総合評価落札方式及び企画競争における評価項目に、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価の対象とした調達を実施。	A	-	インセンティブを得る企業のポジティブ・アクション等の推進に寄与したものと考えられる。	30年度	-	30年度下半期も引き続き実施。																																																						
											【本省】 総合評価落札方式： 228件/228件(100%) 企画競争：4件/4件(100%)																																																												
											【地方支分部局】 総合評価落札方式： 10件/12件(83.3%) 企画競争：2件/2件(100%)																																																												

【別紙2】その他の取組

具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
<p>システム関係経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・C I O補佐官の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。</li> <li>・国庫債務負担行為での複数年契約の実施。</li> <li>・機器の賃貸借における再リースの活用。</li> </ul> <p>➡ 引き続き「システム関係」の調達における経費の適正化を目指す。</p>	継続	<p>【本省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○C I O補佐官の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。</li> <li>○国庫債務負担行為での複数年契約の実施。</li> <li>○機器の賃貸借における再リースの活用。</li> </ul> <p>【地方支分部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本府PMO（府内全体管理組織）の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。</li> <li>○国庫債務負担行為での複数年契約の実施。</li> <li>○機器の賃貸借における再リースの活用。</li> </ul>	<p>【本省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○システム関係の案件について、CIO補佐官による仕様書や事前見積もり等のチェックが済んでいることを確認した上で実施した。</li> <li>○以下、12件について国庫債務負担行為での複数年契約を実施した。 (内閣官房) ・政府CIOポータルサイトのサービス提供と運用及び保守業務 ・ITダッシュボードシステム運用・保守業務 ・新型インフルエンザ等対策Web会議システム役務提供等業務 ・特定業務用システム一式の賃貸借及び運用・保守等技術支援(内閣法制局) ・次期法令審査支援システムの運用・保守の請負業務一式(内閣本府) ・沖縄戦関係資料閲覧室画像管理システム機器の賃貸借、システム移行・構築及び業務・運用支援等 ・景気ウォッチャー調査Webシステムの運用業務 ・内閣府LAN（共通システム）におけるネットワーク回線等の賃貸借及び設計・構築並びに運用・保守等 ・公益認定等総合情報システム機器等賃貸借・保守業務 ・2018-2022年度津波浸水被害推計システム保守・運用業務 ・中央防災無線網広域イーサネット回線の賃貸借等 ・中央防災無線網インターネット接続サービス等の提供業務</li> <li>○以下、3件について再リースを活用した。 (内閣官房) ・内閣府LAN（共通システム）用プリンタ専用機の再リース(内閣本府) ・中央防災無線網複写電送装置（34台）賃貸借（再リース） ・内閣府LAN（共通システム）用プリンタ専用機の再リース</li> <li>【地方支分部局】</li> <li>○システム関係の案件について、本府PMOによるレビューが済んでいることを確認した上で実施した。</li> <li>○以下、3件について国庫債務負担行為での複数年契約を実施した。 ・沖縄総合事務局基幹LANシステムの更改・保守業務一式 ・沖縄総合事務局TV会議システムの更改・保守業務及びWAN回線サービスの調達一式 ・沖縄総合事務局サーバ室ファシリティシステムの更改・保守業務一式</li> <li>○以下、3件について再リースを活用した。 ・沖縄総合事務局行政情報ネットワークに係る無停電電源装置の賃貸借・保守(再リース)（4月～1月） ・沖縄総合事務局事務所の電話主装置等の賃貸借（再リース） ・平成30年度宮古伊良部農業水利事業所の電話機1台の賃貸借（再リース）</li> </ul>	<p>【本省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○システムの専門的な立場から、仕様書や見積もり等の精査をする手続きを踏むことで、調達の適正化が図られた。</li> <li>○国庫債務負担行為での複数年契約の実施による予算の平準化や、調達に係る事務の軽減が図られた。</li> <li>○リース契約満了時の再リースを活用することで、賃貸借料を削減することができた。</li> </ul> <p>【地方支分部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○システムの専門的な立場から、仕様書や見積り等の精査をする手続きを踏むことで、調達の適正化が図られた。</li> <li>○国庫債務負担行為での複数年契約の実施による予算の平準化や、調達に係る事務の軽減が図られた。</li> <li>○リース契約満了時の再リースを活用することで、賃貸借料を削減することができた。</li> </ul>
<p>庁費類（汎用的な物品・役務）の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汎用的な消耗品（OA消耗品、コピー用紙等）の調達や役務契約（速記、荷物の配送等）を対象に、引き続き幹事官庁として共同調達を実施。</li> <li>・特に消耗品の調達については、実施品目の拡大、規格の調整、納入予定回数等の明記、納入箇所数の集約など、引き続き更なる仕様の見直しを実施。</li> <li>・共同調達による入札参加者の動向や競争性を検証し、スケールメリット効果の低いと考えられる事案については、実施方法の見直しを検討。また、幹事省庁の業務負担軽減について検討。</li> <li>・インターネット等を通じ、市場価格との比較をすることで、高額な調達とならないよう努める。</li> </ul> <p>➡ 参加官庁の調達事務を大幅に軽減し、スケールメリットを活用。</p>	継続	<p>【本省】</p> <p>共同調達の実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 荷物等の配送業務（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>② 会議等の速記業務（内閣官房、内閣府本府、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>③ コピー用紙の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>④ 文房具等の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑤ プリンタ用及びFAX用トナー等の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑥ いす用レース等のクリーニング業務（内閣官房、内閣府本府、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑦ ガソリン及び軽油の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、個人情報保護委員会、消費者庁）</li> <li>⑧ 一般的健康診断（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑨ 婦人科健康診断（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑩ 電動アシスト付自転車の賃貸借業務（内閣官房、内閣府本府、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑪ トイレトペーパーの購入（内閣官房、宮内庁）</li> <li>⑫ 電球・蛍光灯の購入（内閣官房、内閣府本府、宮内庁）</li> <li>⑬ 国会議員要覧の購入（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省）</li> <li>⑭ 政官要覧の購入（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省）</li> <li>⑮ 給与小六法外の購入（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省）</li> <li>⑯ ストレスチェック制度の実施支援業務（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> </ol>	<p>【本省】</p> <p>-</p>	<p>【本省】</p> <p>現状の共同調達の枠組みによる発注単位の継続には、これ以上のスケールメリットの効果は期待薄であることから、個別に調達した方が結果的に安価になるという可能性の有無について検証が必要な時期が来ている点も否定できない。しかしながら、幹事省庁（官署）の調達事務の負担が増える一方で、複数の参加省庁（官署）の調達事務の軽減が図られることから、行政コストの削減という面から継続するメリットはあると言わざるを得ない。</p>

具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
		<p>【地方支分部局】 下記4件（4品目）を共同調達として実施した。 ①平成30年度トナーカートリッジの購入（単価契約） ②平成30年度コピー用紙の購入（単価契約） ③平成30年度事務用消耗品の購入（単価契約） ④平成30年度貨物運送業務（単価契約）</p> <p>参加官署（沖縄総合事務局開発建設部、沖縄行政評価事務所、那覇産業保安監督事務所、沖縄総合通信事務所、外務省沖縄事務所、那覇自然環境事務所、那覇植物防疫事務所）</p>	<p>【地方支分部局】 ①トナーカートリッジ（29'→30'） 対前年度（H29年度）と同品目（43品目）において2品目が単価引き下げ。 ②コピー用紙（29'→30'） 対前年度（H29年度）と同品目（3品目）において、3品目とも単価の引き下げ。 A4：@1,274→1,220（△54） A3：@1,529→1,495（△34） B4：@1,911→1,852（△59） ③事務用消耗品（29'→30'） 対前年度（H29年度）と同品目（407品目）において127品目が単価引き下げ。 ④貨物運送業務（29'→30'） 対前年度同品目（49品目）において36品目が単価引き下げ。</p>	<p>【地方支分部局】 参加官署の調達事務負担を軽減。</p>
<p>調達等の専門家の養成・外部専門家の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報システムなど専門的な仕様書や予定価格の作成等における外部専門家を活用、職員のスキルアップを図る。</li> <li>復興庁、消費者庁の担当者も対象とした会計実務研修について、引き続き調達アドバイザーの講演や弁護士による法曹観点から見た国の調達における課題の講演等により、更なる職員の価格交渉や契約事務のスキルアップを図る。</li> <li>民間企業等の調達手法を参考に、経費が削減できるような調達手法を研究し、活用できるよう検討する。</li> </ul> <p>➡ 調達経費の削減及び調達担当者の能力向上。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特殊かつ専門性が高い2経費（宇宙関係経費、遺棄化学関係経費）にかかる個々の契約案件については、専門性が高い仕様となっているため、引き続き民間コンサルティング会社等の履行監理等により経費の削減を目指す。</li> </ul>	継続	<p>民間コンサルティング会社等の専門的知見を活用して履行管理により、経費の削減を目指した。</p>	<p>随意契約案件3件について、価格交渉を行う際に、民間コンサルティング会社の知見を活用し助言を得るなどして、当初見積額に比べ約2億8,218万円の削減を図ることができた。</p>	<p>民間コンサルティング会社等の専門的知見を仕様の見直しに反映することができた。</p>
<p>カード決済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に水道料金について実施しているカード決済について、他の光熱費についても契約事業者と協議し、支払い事務の簡素化を推進する。</li> <li>引き続き電子図書等の購入や学会参加費の支払いにおけるカード決済の導入（試行）。</li> <li>学会参加費については、支出負担行為担当官名義のカード利用が可能となるよう調整をする。</li> </ul> <p>➡ 小切手払いや職員の立替払いを廃止し担当者の事務負担を軽減。</p>	継続	<p>・電気・ガス料金支払い時におけるカード決済の利用についての検討。</p>	<p>・電気・ガス料金の支払いについては、現金または口座振替による支払いに限って認められているところであり、カード決済による支払いは認められていない。</p>	<p>・請求された電気・ガス料金については、庁舎内で電気・ガスを使用した食堂などの出店業者、自動販売機設置業者等にも使用分の負担を当然ながら求めており、業者負担額の算出を会計課で行った後、国使用分は小切手の振出、業者利用分は各業者から現金で集金した上で、小切手・現金の合算により銀行窓口において電気・ガス事業者へ支払いを行う必要があるなどの特殊事情が存在し、小切手の利用にも一定の合理性が存在する。</p>
<p>旅費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>割引制度や出張バック商品等を最大限活用。</li> <li>SEABIS（旅費及び謝金・諸手当システム）の利用範囲を大幅に拡大。</li> <li>アウトソーシングを継続して実施（28年度に対象部局を概ね全部局に拡大、これを継続する）。</li> <li>「旅費業務の効率化に向けた改善計画」（平成28年7月29日旅費・会計等業務効率化推進会議決定）に基づき、担当者への指導を行うほか、請求時の添付書類の簡略化等の措置を行い出張者への旅費支払いの早期化を図るとともに、担当職員が使用する手引書の改訂及び周知を行う。</li> </ul> <p>➡ 出張者のチケット手配の事務負担の軽減及び大口割引の適用により旅費を削減。</p>	継続	<p>アウトソーシングを継続して実施（28年度に対象部局を概ね全部局に拡大、継続している）。割引制度や出張バック商品等を最大限活用。</p>	<p>出張の回数・行程により削減される旅費の金額が変動するため、定量的な効果の算定はできない。</p>	<p>旅券手配等のアウトソーシング実施により、出張者のチケット手配の事務負担の軽減及び大口割引（最大5%）の適用による旅費の削減。</p>
<p>適正な物品管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>備品、消耗品の更なる適正な在庫管理、効率的な配置等を行うことにより、新規調達物品を縮減する。</li> <li>民間倉庫に保管している物品について適正な処分に努める。</li> </ul> <p>➡ 物品調達経費の適正化、倉庫保管料の削減。</p>	継続	<p>備品、消耗品の在庫管理を徹底し、部局間等において効率的な配置等を行うことにより、新規調達物品を縮減。</p>	<p>部局間供用換え・物品管理官在庫からの引き渡し。 【本省】 ・備品：内閣府26回（68個）、内閣官房7回（8個） 【地方支分部局】 物品管理官在庫からの引き渡し。 ・備品：2回（2個）</p>	-

具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
<p>業務効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達等の事前手続きにおける電子決裁の推進、決裁ルートの見直し、一部決裁の会計課合議の省略、SEABIS（旅費及び謝金・諸手当システム）の利用促進、内部管理業務の一部の事務を会計課に集約するなど、更なる業務の簡素合理化を検討する。</li> <li>・都内近郊におけるシンポジウム等の会場候補について、各部局間及び会計課との情報共有。</li> <li>・随意契約審査委員会において、競争性のある公募・企画競争に関する事務手続きの一部簡略化を実施。</li> <li>・会計事務に係る手引きの整備、共有を図り、職員の資質向上を図る。</li> <li>・仕様書で定める共通的な項目（個人情報取扱特記事項、障害を理由とする差別解消の推進に関する対応要領等）について、様式の統一化を図る。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SEABISの利用促進</li> <li>・タクシーチケットの共通化</li> <li>・会場候補の情報共有</li> <li>・随契審査委員会における対応</li> <li>・会計事務に係る手引きの整備</li> <li>・仕様書様式の統一化</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度予算執行分より、諸謝金、旅費等の支払い業務をSEABISに一元化したことに伴い、業務の電子化、ペーパーレス化が図られた。</li> <li>・これまで契約相手ごとのタクシーチケットを利用していたところ、平成30年度から全社共通のタクシーチケットを導入したことにより、利用者の利便性の向上や、タクシーチケットの管理事務の効率化が図られた。</li> <li>・データベースの一部修正を行っているため、情報の共有化は行っていないが、部局より依頼のあった場合は個別に対応している。</li> <li>・随意契約審査委員会において、定型な案件の一部を持ち回りにて開催する等により、事務手続きの一部簡略化を図った。</li> <li>・平成29年度中に準備が整ったものを共有し、30年度も引き続き整備に努める。</li> <li>・担当内で情報共有するとともに、大幅な変更を伴う場合においては、全部局に周知を行っている。</li> </ul>

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
(対象期間:平成30年4月1日～平成30年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【野本 満雄 調達アドバイザー】 意見聴取日【平成30年11月6日(火)】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
30年度上半期に実施した取組とともに、自己評価全般についてご説明。	<p>○一者応札の解消について、一者応札だった案件が複数者応札になった事でコストダウンにつながっているか、分析等を行った上で、引き続き取り組んでほしい。</p> <p>○内閣府主導となっている共同調達について、参加官庁に対し、スキルアップに繋げるため幹事官庁としての業務を分担して行わせるべき。</p> <p>○備品・消耗品の在庫管理について、資金・事務効率を考え、必要な時に必要な量が迅速に納入されるような方法について検討をしてはどうか。</p>	<p>○一者応札から複数者応札となった案件のうち、総価契約については、前年度比約20%程度の減額となり、競争性が増加した事が価格面での低減効果につながっている。引き続き、効果分析を行いつつ、更なる一者応札の解消を目指す。</p> <p>○参加官庁へ、平成31年度調達分より幹事官庁業務を分担して引き受けてもらうよう働きかけを行う。</p> <p>○過剰な在庫が生じないよう、定期的に必要量を確認しつつ調達を実施しているところだが、更なる改善が図れないか引き続き検討を行う。</p>

外部有識者の氏名・役職【CIO補佐官 大塚仁司、山田浩民】 意見聴取日【平成30年10月15日(月)～10月17日(水)】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 30年度に実施した取組と自己評価について(システム関係)	<p>○システム調達に関して、仕様書や見積書の事前確認を実施することによって、政府方針であるデジタル・ガバメント実行計画の徹底や調達価格の適正化に寄与している。</p> <p>○事前に調達仕様書や要件定義書の精査を実施することによって、1者入札を減らし総合評価落札方式など標準ガイドラインに沿った調達を実施している。</p> <p>○平成30年度下期も引き続き継続し、調達事務の軽減とシステムコスト削減に注力していく必要がある。</p> <p>○内閣府LAN及び沖縄総合事務局LANにおいては、政府CIO(内閣情報通信政策監)レクで説明されたコスト削減施策を反映する必要があり、調達の各段階において、コスト削減施策が確実に展開されていることを確認してきたところである。今後、改修や機能追加等で新たな調達を行う必要が生じた場合においても、コスト削減を考慮しているか確認していく必要がある。</p>	<p>○適正な予算執行等、デジタル・ガバメント実行計画、CIO補佐官の意見等を踏まえ、適切に実施する。</p> <p>○契約方式の検討等、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン、CIO補佐官の意見等を踏まえ、適切に実施する。</p> <p>○CIO補佐官の意見を踏まえ、適切に実施する。</p> <p>○CIO補佐官の意見を踏まえ、適切に実施する。</p>